

季刊

2007年 秋号/第18号

海堡

編集・発行/東京湾海堡ファンクラブ
会長 小坂一夫

発行日/2007年 11月 19日

kaihou

東京湾海堡ファンクラブニュース

No.18

題字は、明治39年10月1日陸軍大臣寺内正毅から外務大臣林董宛に提出した文書（外交史料館所蔵）より抜粋。
紋様は、尾形光琳：『八橋蒔絵硯箱』東京国立博物館所蔵より。

目次

- 海堡シンポジウム
「東京湾海堡と世界遺産」 古田 陽久
- 石見潔さんを取りあげたお産婆さんの話
小坂 一夫
- 「第一回 ふつつ海堡祭り」報告
長谷川 友宏
- 「東京湾海堡ファンクラブ」
イメージキャラクター 鈴木 良昭
高橋 由美子
- 会則/入会案内

海堡シンポジウム

「東京湾海堡と世界遺産」

2007年1月13日（土）、富津公民館において、「海堡シンポジウム 東京湾海堡と世界遺産」が開催されました。当日は、115名の参加があり、盛会でした。

東京湾海堡ファンクラブ会長 小坂一夫氏挨拶

ただいま紹介いただきました小坂でございます。
本日は、お忙しいところご参加いただきまして誠にありがとうございます。

このシンポジウムが当公民館で行われるのは、これが2回目でございます。

1回目は、国土交通省主催で平成16年12月18日に行われました。前会長でありました高橋在久先生もこのころはお元気で「ドンタクなしの海堡工事」というタイトルで基調講演をされました。ドンタクとは、オランダ語でお休みという

意味で、休日返上で海堡工事が行われたということで、大乘寺境内の慰霊碑には、毎日およそ200人の人々が工事に携わっていたと記されております。

さて、11月16日付けの毎日新聞に同社が創刊135年の記念事業の一環として「ヘリテージ100選」を決定し県内では富津公園内にある元州保塁砲台（中の島公園）と銚子の犬吠崎灯台の2つが選ばれました。

ヘリテージングは、全国各地に残る明治から戦前の近代歴史遺産を実際に観光して楽しもうという新たなレジャーの行動様式で、選考委員の先生方が選んだもので学術的な価値よりも「なつかしい」「めずらしい」「うつくしい」の視点を重視して選考したということです。

海堡も選ばれてしかるべきだ思うのですが、またしても海堡が取り残されたか？という感じです。

本日ご来賓またパネラーとしておいでいただきました吉本充県議のお骨折りで昨年8月に堂本千葉県知事に面会でき陳情の一つとして富津岬の突端に海堡の説明板設置をお願いしましたが、いまだに事態は進展しておりません。

元州砲台のお堀端には、畳1畳ぶんくらいの「中の島公園」についての説明板があります。

また、知事陳情がきっかけでマスコミにとりあげられることが多くなりましたが、依然として財務省では、上陸許可は、出しておりません。

以上のような経過をふまえて今回のシンポジウム開催となりました。

本日は、広島より古田陽弘先生においでいただき世界遺産についてのお話を伺うことになりました。古田先生本日は、遠路はるばるありがとうございます。

先生のお話を楽しみにしておりました。どうぞよろしく願います。

富津市長 佐久間清治氏挨拶

本日は、東京湾海堡ファンクラブの主催により、「東京湾海堡と世界遺産」ということでのシンポジウムが、ここ富津公民館におきまして盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。

また、会員の皆様には日頃から富津市政発展のため、多大なご理解とご協力を頂いておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

富津市には、県下でも有数の遺跡や史料があり、国や県・市指定の文化遺産が数多く点在しております。こちらの富津岬周辺にも、天然記念物の富津州海浜植物群落地が広がっておりますが、文化遺産の豊かな地に住む私たちは、誇りを持ってこれらの財産を守り、未来永劫に伝えていくことが重要というように考えます。

さて、本日のシンポジウムでは東京湾海堡を中心に、「世界遺産の現状と課題」としての基調講演をはじめ、「東京湾海堡の世界遺産化を考える」とのパネルディスカッションが行われます。世界遺産につきましては、1972年のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」に基づき、「世界遺産リスト」に登録された素晴らしい自然や文化のことであり、それらを国や民族の区別無く未来に受け継いでいくもの、というように認識しております。

東京湾海堡ファンクラブの皆様方には、今回のシンポジウムを通じて東京湾海堡の歴史とともに、その保護と整備の意義を伝えていかれるとのことですが、日頃から海堡に魅力を感じ熱心な研究を重ねてこられましたご努力に深く敬意を表する次第であります。

終わりに、東京湾海堡ファンクラブの益々のご発展と会員の皆様の今後の一層のご活躍をご祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



講演中の様子



講演する古田氏

基調講演「世界遺産の現状と課題」

世界遺産総合研究所所長 古田陽久

はじめに

現存する東京湾海堡について、何故に守っていかなければならないのか、その歴史文化遺産、或は、土木遺産としての価値をグローバルな視点で見つめ直す手法の一つとして、世界遺産という切り口で考えてみることは大変意義のある試みだと思います。

世界遺産の現状

ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産は、現在、

- 世界的に顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）を有する遺跡、建造物群、モニュメントなどの**文化遺産**が644件
 - 同じく世界的に顕著な普遍的価値を有する自然景観、地形・地質、生態系、生物多様性などの**自然遺産**が162件
 - 文化遺産と自然遺産の両方の登録基準を満たす**複合遺産**が24件
- の合計830件（138か国）が、「世界遺産リスト」に登録されています。

日本の世界遺産は、現在、

- 「日光の社寺」、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」、「古都京都の文化財」、「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」、「姫路城」、「原爆ドーム」、「厳島神社」、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の10件の文化遺産
- 「知床」、「白神山地」、「屋久島」の3件自然遺産

の合計 13 件が、「世界遺産リスト」に登録されています。

今後、世界遺産に登録する候補物件としての**暫定リスト**には、現在、

- 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」、「彦根城」、「平泉の文化遺産」、「石見銀山遺跡」の 4 物件が登録されています。

このうち、「石見銀山遺跡」については、2006 年 1 月にユネスコが世界遺産登録申請書類「石見銀山遺跡とその文化的景観」を受審、第 31 回世界遺産委員会クライスト・チャーチ会議（2007 年 6 月 23 日から 7 月 1 日）で「世界遺産リスト」への登録の可否が決まります。

「平泉の文化遺産」については、2008 年の世界遺産登録をめざして、ユネスコに世界遺産登録推薦書類（登録推薦遺産名「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」）を提出しました。

また、今後、暫定リスト入り、そして、正式な世界遺産登録が期待されるのは、自然遺産関係では、環境省と林野庁が既に見解を示している、東洋のガラパゴスにもたとえられ特異な島嶼生態系を誇る「小笠原諸島」、亜熱帯生態系や珊瑚礁生態系、海中景観を誇るトカラ列島以南の南西海域に展開する「琉球諸島」の 2 物件です。「小笠原諸島」については、当初、2009 年の世界遺産登録をめざしていましたが、動物のノヤギや植物のアカギなどの外来種対策が必要になり、世界遺産登録は、早くても 2011 年になる見通しです。

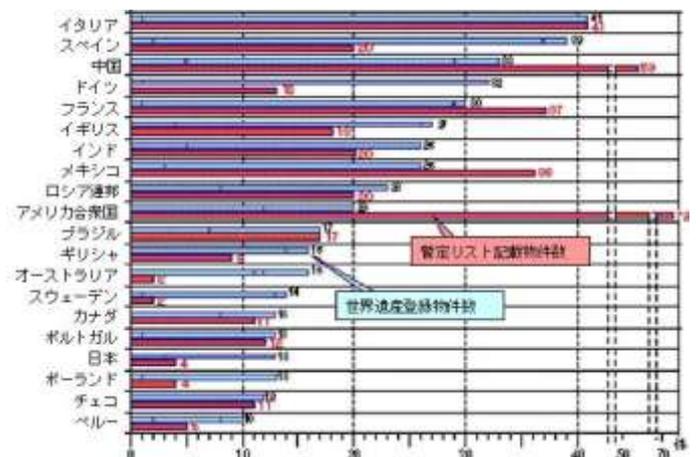
文化遺産関係については、当初の、そして、追加の暫定リスト記載物件の世界遺産登録の実現によって、残り数も少なくなっており、文化庁は、新たな暫定リストへの追加資産を国内で選定しなければならない状況にあります。

2006 年 9 月に全国の地方自治体に公募、提出期限の 11 月末までに、(1) 青森県の縄文遺跡群（青森県青森市など 3 市 1 町）(2) ストーンサークル（秋田県鹿角市など 2 市）(3) 出羽三山と最上川が織りなす文化的景観（山形県鶴岡市など 22 市町村）(4) 富岡製糸場と絹産業遺産群—日本産業革命の原点—（群馬県富岡市など 8 市町村）(5) 富士山（山梨県、静岡県）(6) 善光寺（長野県長野市）(7) 松本城（長野県松本市）(8) 妻籠宿（長野県木曾郡南木曾町）(9) 金と銀の島、佐渡—鉱山とその文化—（新潟県佐渡市）(10) 城下町金沢の

文化遺産群と文化的景観（石川県金沢市）(11) 霊峰白山と山麓の文化的景観（石川県白山市、福井県勝山市、岐阜県郡上市の 3 県 3 市）(12) 近世高岡の文化遺産群（富山県高岡市）(13) 若狭の社寺建造物群の文化的景観（福井県小浜市）(14) 飛騨高山の町並みと屋台（岐阜県高山市）(15) 飛鳥・藤原—古代日本の宮都と遺跡群（奈良県明日香村、桜井市、橿原市）(16) 四国八十八箇所霊場と遍路道（徳島県、高知県、愛媛県、香川県）(17) 三徳山（鳥取県三朝町）(18) 錦帯橋と岩国の町割（山口県岩国市）(19) 萩城・城下町及び明治維新関連遺跡群（山口県萩市）(20) 九州・山口の近代化産業遺産（山口県萩市、福岡県北九州市、福岡県大牟田市、佐賀県唐津市、長崎県長崎市、熊本県荒尾市、熊本県宇城市、鹿児島県鹿児島市の 6 県 8 市）(21) 沖ノ島と関連遺産群（福岡県宗像市、福津市）(22) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産（長崎県長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町）(23) 宇佐・国東八幡文化遺産（大分県宇佐市、杵築市、国東市、中津市、豊後高田市）(24) 黒潮にはぐくまれた亜熱帯海域の小島『竹富島・波照間島』の文化的景観（沖縄県竹富町）26 県の 24 物件が応募し、2007 年 1 月 19 日の文化審議会で、新たな暫定リスト記載物件が決め、2007 年 2 月 1 日までに暫定リストへの追加をユネスコ世界遺産委員会へ申請する予定です。

この措置は、暫定リストへの追加等に関する手続きの明確化と審査基準の策定の必要性と日本の世界遺産の暫定リストを充実させていくと共に将来の世界遺産候補の国内インベントリーを充実させていくことに狙いがある様です。この措置は、2007 年以降も数年間にわたり継続され、毎年、選定される見通しです。

世界遺産の登録物件数上位国と暫定リスト記載物件数



新しい地域づくりやまちづくりの試み

わが町、わが地域の誇れる自然環境や文化財の世界遺産登録をめざす官民の運動は、検討段階のものも含めると全国で約 50 近くあり、その活動は、年々活発化しています。

そのねらいや思惑にも違いはありますが、世界遺産になる為の登録基準などの登録要件などを国際的な評価基準にあてはめて、その真正性や完全性を検証してみることは、結果はどうであれ、決して無駄な作業にはならないと思います。

世界遺産の登録要件

第一に、世界的に「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value 略称 OUV) があるかどうかです。

第二に、上記に連動しますが、世界遺産の登録基準の 10 の基準のうち一つ以上、満たしていなければなりません。

- (i) 人類の創造的天才の傑作を表現するもの。
- (ii) ある期間を通じて、または、ある文化圏において、建築、技術、記念碑的芸術、町並み計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの。
- (iii) 現存する、または、消滅した文化的伝統、または、文明の、唯一の、または、少なくとも稀な証拠となるもの。
- (iv) 人類の歴史上重要な時代を例証する、ある形式の建造物、建築物群、技術の集積、または、景観の顕著な例。
- (v) 特に、回復困難な変化の影響下で損傷されやすい状態にある場合における、ある文化（または、複数の文化）或は、環境と人間との相互作用を代表する伝統的集落、または、土地利用の顕著な例。
- (vi) 顕著な普遍的な意義を有する出来事、現存する伝統、思想、信仰、または、芸術的、文学的作品と、直接に、または、明白に関連するもの。
- (vii) もっともすばらしい自然現象、または、ひときわすぐれた自然美をもつ地域、及び、美的な重要性を含むもの。
- (viii) 地球の歴史上の主要な段階を示す顕著な見本であるもの。これには、生物の記録、地形の発達における重要な地学的進行過程、或は、重要な地形的、また

は、自然地理的特性などが含まれる。

(ix) 陸上、淡水、沿岸、及び、海洋生態系と動植物群集の進化と発達において、進行しつつある重要な生態学的、生物学的プロセスを示す顕著な見本であるもの。

(x) 生物多様性の本来的保全にとって、もっとも重要かつ意義深い自然生息地を含んでいるもの。これには、科学上、または、保全上の観点から、すぐれて普遍的価値をもつ絶滅の恐れのある種が存在するものを含む。

第三に、恒久的な保存管理措置が法律的にも、また、計画的にも、担保されているかどうかです。

地域遺産の世界遺産化を考えること、また、それに向けての活動は、まさに、真の地域づくり、まちづくりそのものといえます。

世界遺産の理念や考え方

世界遺産化は、結果的に地域振興にはなっても、本来、経済振興や観光振興を目的にするものではなく、人類にとってかけがえのない文化遺産の保存、自然遺産の保護が重要であるとの観点から、国際的な協力および援助の体制を確立することが目的であり、未来世代に責任をもって継承していかなければならないものです。

推薦や登録をゴールとするのではなく、関係行政機関や地元住民などが同意一体となって、長期間にわたって保護管理し、モニタリング（監視）にも尽力していく持続可能な協働（コラボレーション）がきわめて大切です。

従って、本来は、目先の利益や不利益などを論ずるべきものではありませんが、ユネスコの世界遺産になることによって、

第一に、世界的な保全意識が一層高まります。

第二に、郷土を誇りに思う心、ふるさとを愛する気持ちなど、地元、そして、その地域に住む人、働く人、学ぶ人、更には、世界遺産地出身の人達の心理に及ぼす意識が高まります。

第三に、世界的な関心度、知名度、認識度の向上が図られます。

これらによって、結果的に、観光入込み客数の増加、これに伴う観光収入の増加、雇用の増加、税収の増加など地元並び周辺の市町村にもたらされる広域的な地域振興効果や経済波及効果などが挙げられます。

一方、新たに発生する可能性があるオーバー・ユース（過剰利用）などのツーリズム・プレッシャー（観光圧力）など、あらゆる脅威や危険に備えた危機管理対応策を中長期的な保存管理計画に反映させておく必要があります。

具体的には、どこの観光地にも共通することですが、観光客のマナーの問題として、

①禁止場所での喫煙、②ゴミの投げ捨て、③立小便、④自生植物の踏み荒らし、⑤民家の覗き見など 受入れ側の問題として、①慢性的な交通渋滞、②道路標識の不案内、③現地ガイドの不足、④宿泊施設などの受入れ施設、

総体として、①自動車の排ガス、ゴミ、し尿などの環境問題、②新たな施設建設（人工構造物）等に伴う景観問題などが各地で表面化しています。

ユネスコの「危機にさらされている世界遺産リスト」（危機遺産リスト）に登録されている物件は、現在、26の国と地域の31物件（830物件の3.7%）であり、危機遺産になった理由は、これまでは、風化や劣化など遺産自体が抱える固有の問題、地震などの自然災害、戦争や紛争などの人為災害がほとんどでしたが、都市開発や地域開発に伴う景観問題が危機リストに登録される理由になったのは、ここ最近の傾向です。

これらの問題点が解決され、保護と振興、保存と活用のバランスが図られ、持続可能な日本の地域づくりやまちづくりの発展につながれば、



(出所) シンクタンクせとうち総合研究機構発行
「世界遺産ガイドー危機遺産編ー」

世界遺産登録運動は、新たな地域づくりやまちづくりの視点や手法としても、大変、有意義であると思います。

世界遺産登録を視野に、登録後に生じるであろう諸問題を総点検し、事前対策と危機管理への対応策が必要です。

身近な自然環境や文化財について世界遺産の登録要件をどこまで満たしているか総点検してみてもはどうでしょうか。世界遺産の可能性のあるものを新たに発見できるかもしれません。

「東京湾海堡」の恒久的な法的保護と管理措置

文化財保護法などによる恒久的な法的保護と長期的な保存管理計画などによる管理措置、すなわち、適切な法的担保措置、人員確保、資金準備、管理計画の立案、管理システムを構築していかなければなりません。

東京湾海堡と世界遺産

今後、「東京湾海堡」の世界遺産登録の検討を進めていくことが有効かどうかは、様々な意見や利害が錯綜するところですが、「東京湾海堡」を世界遺産の登録要件などグローバルな視点から見つめ直してみることは、大変良い試みだと思います。

いずれにしても、世界遺産登録への道程は、地道で、かつ、時間のかかる作業を伴います。地元の熱意を全国的、そして、世界的に認知させていく努力が必要だと思います。

様々な仕掛けやアピールしていく方法を考えていかなければなりません。単に、国内的なものだけではなく、地球市民として、「東京湾海堡」を人類共通の財産として守っていく必要があることを訴えていく必要があります。その為には、国内外のより多くの共鳴者を取り込んでいくことが重要です。

ユネスコ世界遺産に登録される為には、日本政府の推薦が前提になります。

第一段階として、暫定リスト提出書式<TENTATIVE LIST SUBMISSION FORMAT>に記入しなければならない必要事項の要件、

①NAME OF PROPERTY:

②State, Province or Region:

③Latitude and Longitude, or UTM coordinates:

④DESCRIPTION

⑤JUSTIFICATION FOR OUTSTANDING

UNIVERSAL VALUE

- Criteria met
- Statement of authenticity and/or integrity
- Comparison with other similar properties

第二段階として、世界遺産登録に向けての物件の推薦書式〈FORMAT FOR THE NOMINATION FOR INSCRIPTION ON THE WORLD HERITAGE LIST〉の Property management plan or other management system など詳細項目のすべてを満たしていく必要があります。

1. 資産名称 東京湾海堡 (例示 The Sea Forts in Tokyo Bay)
2. 概要<例示>

東京湾海堡は、江戸時代の嘉永6年(1853年)に来航したペリー提督率いる黒船などの外国戦艦から日本の首都東京を守る為に、東京湾の沖合いに造られた人工島の砲台で、日本では、東京湾にあるだけである。東京湾海堡は、明治時代に、千葉県富津岬と神奈川県観音崎を結ぶ東京湾口(幅約7km)に約2.5kmの間隔3つ建設され、それぞれ、東京湾第一海堡<23,000平方m 最深4.6m 明治14年(1881年)着工~明治23年(1890年)完成 工期10年間>、東京湾第二海堡<41,000平方m 最深12m 明治22年(1889年)着工~大正3年(1914年)完成 工期25年間>、東京湾第三海堡<26,000平方m 最深39m 明治25年(1892年)着工~大正10年(1921年)完成 工期30年間>と名付けられた。

東京湾海堡は、近代日本において、ロシアのレニングラード(現在のサンクトペテルブルグ)にあるクロンシュタット海堡群を手本に、先進技術<潜水器や鉄筋コンクリートケーソン>と日本古来の伝統技術<城の石垣や橋脚の土台の石積み技術、土工や大工の技術、和船による採石や木材の運搬・投入技術>の融合によって、日本で最初に造られた。東京湾海堡の建設技術は、明治39年(1906年)にアメリカから技術供与を求められたほど、注目された土木技術であったとい

われ、その後の国内外の人工島建設にも影響を与えた。

東京湾海堡は、大正12年(1923年)の関東大震災や第二次世界大戦で、被害を被ったが、海からの侵略から日本の首都東京を守った歴史の生き証人としての史跡であると同時に日本の近代化を促進した土木技術遺産としても価値の高い顕著な普遍的価値を有する歴史・文化遺産である。

3. 顕著な普遍的価値の証明

(1) 資産の適用種別と登録基準への該当性

[資産の適用種別]

○ 文化遺産

<記念工作物>

建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上、または、学術上、顕著な普遍的価値を有するものです。

<建造物群>

独立した建造物の群、または、連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性、または、景観内の位置のために、歴史上、芸術上、または、学術上、顕著な普遍的価値を有するものです。

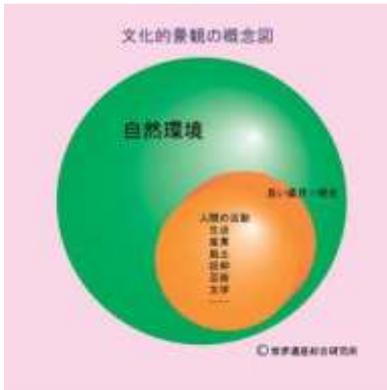
<遺跡>

人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域で、歴史上、芸術上、民俗学上、または、人類学上、顕著な普遍的価値を有するものです。

<文化的景観>

文化遺産の中に、**文化的景観 (Cultural Landscape)** という概念に含まれる物件がある。文化的景観については、「世界遺産条約履行の為の作業指針」の第47パラグラフで次の様に定義づけられています。

「文化的景観は、文化的資産であって、世界遺産条約第1条のいう『自然と人間との共同作品』に相当するものである。人間社会、または、人間の居住地が、自然環境による物理的制約の中で、



(出所) シンクタンクせとうち総合研究機構発行
「世界遺産ガイドー文化遺産編ー」

社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。」

この様に、文化的景観は、文化遺産と自然遺産との中間的な存在ですが、現在のところ、文化遺産として、分類されています。

「文化的景観」は、1992年12月にアメリカのサンタフェで開催された第16回世界遺産委員会で、今後、拡大していくべき分野の一つとして、「産業遺産」や「20世紀の建築物」と共にグローバル・ストラテジー（世界戦略）に位置づけられ、「世界遺産条約履行の為の作業指針」に新たに加えられたもので、次の3種に大別されます。

① 意匠された景観……公園、庭園

人類によって意図的に意匠、創造されたことが明らかな景観。

② 有機的に進化してきた景観……ぶどう畑、棚田などの農業景観や田園景観

長い時間の中で形成されてきた伝統的な土地利用の地域や遺跡などと一体となって残存する景観。

③ 関連する景観

自然的要素が強い宗教、文学、芸術活動などの事象と関連する景観。

文化的景観は、世界遺産の新たな候補物件の選考対象として注目されている概念で、日本でも、平成17年の「文化財保護法」の改正で、新たな文化財のジャンルとして、「重要文化的景観」が加わりました。わが国のこれまでの文化財の範疇では、庭園、峡谷、海浜、山岳などの名勝や天然記念物がこの概念に近いものです。

〔世界遺産の登録基準への該当性〕

(2) 完全性・真正性の証明

真正性（「世界遺産条約履行のための作業指針」第82パラグラフ）

文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではありませんが、資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、下記に示すような多様な属性における表現において、真実、かつ、信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられます。

- 形状、意匠
- 材料、材質
- 用途、機能
- 伝統、技能、管理体制
- 位置、セッティング
- 言語その他の無形遺産
- 精神、感性
- その他の内部要素、外部要素

(出所) The Military Archives

完全性（「世界遺産条約履行のための作業指針」第88パラグラフ）

完全性は、自然遺産及び／または、文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るための物差しです。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要があります。

- 「顕著な普遍的価値」が発揮されるのに必要な要素が全て含まれているか、
 - 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか、
 - 開発及び／または管理放棄による負の影響を受けているか、
- です。

(3) 類似資産との比較

<海堡そのものが世界遺産>

事例は無いが、海堡群など単体での登録は余程の「顕著な普遍的価値」がない限りむつかしいと思われる。

<世界遺産の登録範囲に海堡を含むもの>

●サンクト・ペテルブルクの

歴史地区と記念物群

(Historic Centre of Saint Petersburg and Related Groups of Monuments)

文化遺産 (登録基準 (i) (ii) (iv) (vi))

1990 年世界遺産登録ロシア連邦

サンクト・ペテルブルクは、モスクワの北西約 620、バルト海の奥深くにあるロシア第 2 の都市。1712 年から約 200 年間、



(出所) The Military Archives

ロシア帝政時代の首都であったサンクト・ペテルブルクには、ピョートル大帝 (在位 1682~1725 年) が西欧文化を取入れて造り上げた建造物など数々の名所史跡が多い。華麗な冬の宮殿で世界三大美術館の一つであるエルミタージュ美術館、スモーリヌイ修道院、夏の宮殿などが残されている。キリスト教の聖者ペテロに因んでつけられたサンクト・ペテルブルクは、ペテルスブルク、ペテログラード、そしてロシア革命後には、レニングラードと改名されたが、ソ連崩壊後の 1991 年に旧名のサンクト・ペテルブルクに戻った。登録範囲には、東京湾海堡のモデルになったロシア帝国によって建設されたクロンシュタット要塞群 (コトリン島要塞群、フィンランド湾要塞群、フィンランド湾岸要塞群) を含む。

●アムステルダムの防塞

(Defence Line of Amsterdam)

文化遺産 (登録基準 (ii) (iv) (v))

1996 年世界遺産登録 オランダ

アムステルダムの防塞は、首都アムステルダムの市街を取り

巻く周囲 135 km に及ぶ。1883 年か

ら 1920 年にわたって造られた。軍隊の駐屯や食料貯蔵の為に建設された 45 の砦と、堤防、水門、運河などにより構成された水害対策も兼ねた世界で唯一の軍事防塞。16 世紀以来、オランダ人は、水門、運河の管理、水路の利用など、水力を自国の防衛に利用することを考えてきた。



その為、防塞は、アムステルダムの市街

地から平均して 15 ほど離れたところに建設さ

(出所) stelling-amsterdam

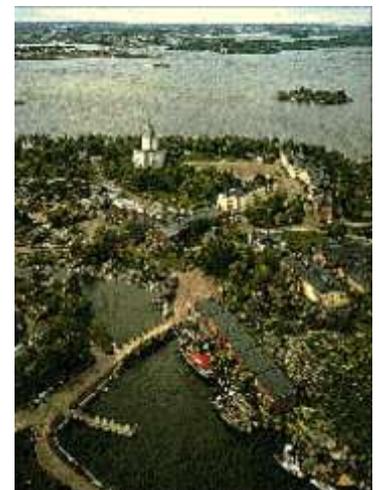
れており、この間にある干拓地や水路などが、洪水を防いだり、敵の侵入を阻むのに効果的役割を果たした。登録範囲には、パンフス (北ホラント州ムイデン) 沿いの要塞、パンフス海堡を含む。

●スオメンリンナ要塞 (Fortress of Suomenlinna)

文化遺産 (登録基準 (iv))

1991 年世界遺産登録 フィンランド

スオメンリンナは、フィンランドの首都ヘルシンキの沖合い、南スオミ州ウーシマー県にあるスシサーリ島を中心とする 5 つの小島からなる要塞島。当時フィンランドを治めていたスウェーデンがロシアに対する防衛拠点として、18 世紀半ばに築いた



(写真提供) フィンランド政府観光局

要塞や城壁は、「北の

ジブラルタル」と称されるほど堅固なものであった。その後、ロシア帝国の下では、ロシア軍の駐屯地となりましたが、独立後、フィンランド語で、「武装解除」を意味するスオメンリンナと改名された。現在は、海軍士官学校、歴史博物館、北欧芸術センター、ビーチ、レストラン、ギャラリーなどの施設が整った美しい公園になっている。

<その他、島にある要塞の世界遺産登録事例>

●ブリムストーン・ヒル要塞国立公園 (Brimstone Hill)

Fortress National Park)

文化遺産（登録基準 (iii) (iv)) 1999年世界遺産登録
セント Kitts・ネイヴィース セント Kitts 島

● オールド・ハバナと要塞 (Old Havana and its Fortifications)

文化遺産（登録基準 (iv) (v)) 1982年世界遺産登録
キューバ キューバ島

● サンティアゴ・デ・クーバのサン・ペドロ・ロカ要塞 (Old Havana and its Fortifications) 文化遺産（登録基準 (iv) (v))

1997年世界遺産登録 キューバ キューバ島

● バミューダの古都セント・ジョージと関連要塞群 (Historic Town of St. George and Related Fortifications, Bermuda)

文化遺産（登録基準 (iv)) 2000年世界遺産登録
イギリス バミューダ島

<世界遺産ではないが海堡の海外事例>

○ スピットバンク海堡 (Spitbank Fort) イギリス
ポーツマスにある歴史資料館、結婚パーティが行えるレストランなどがある海堡。

などとの違いを明らかにする必要があります。

(4) 世界遺産の登録範囲

○ 核心地域 (コアゾーン : Core Zone)

Area of nominated property)

世界遺産リストに登録されている遺産で、当該国の法等により保護が担保されている必要があります。日本では、文化遺産は、文化財保護法等によって保護されています。



(出所) シンクタンクせとうち総合研究機構発
「世界遺産ガイドー世界遺産の基礎知識ー」

○ 緩衝地帯 (バッファ・ゾーン : Buffer Zone)

世界遺産の効果的な保護を目的として、核心地域を取り囲む地域に法的、または、習慣的手法により補完的な利用、開発規制を敷くことにより設けられた法の網で、重要な景色や

その他の資産の保護を支える重要な機能を持つ地域、または、特性が含まれます。

(5) 「東京湾海堡」の保存と管理

1. 世界遺産の保護・管理

- 法的保護
- 保存管理計画

2. 世界遺産の構成資産である史跡等とその周辺環境の構成要素

3. コア・ゾーンの保存・管理の方法

史跡等の保存・管理

- ① 交通関連遺跡
- ② 海堡関連遺跡
- ③ 自然的名勝地
- ④ 動植物種・地質鉱物 (天然記念物)

4. 周辺地域の保存・管理

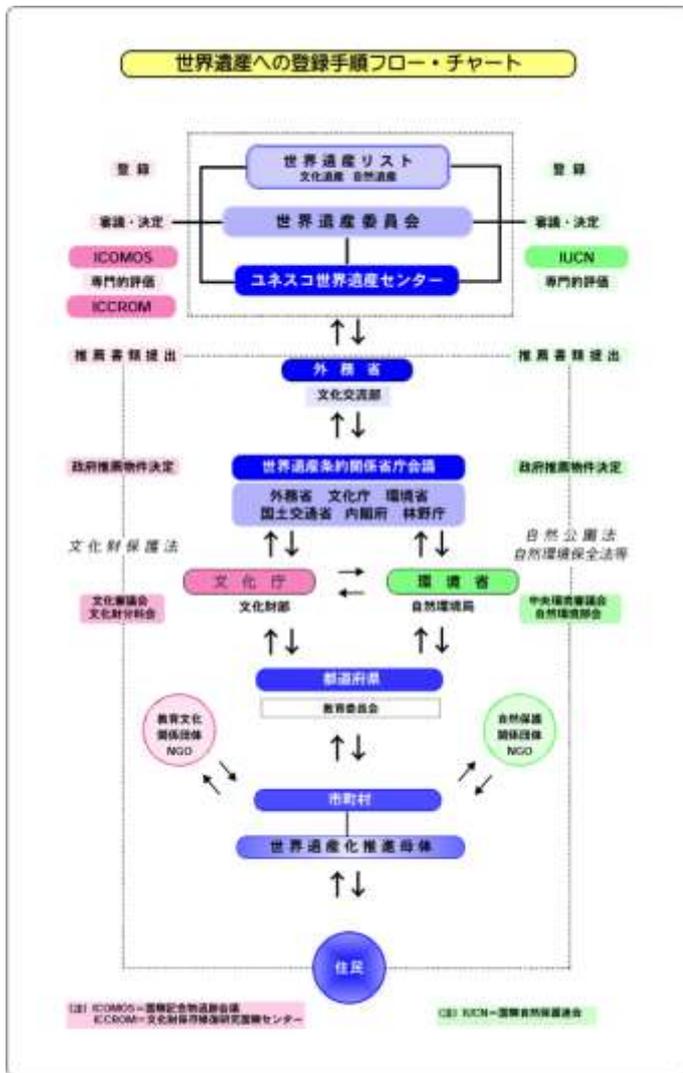
- ① 自然的要素
- ② 人文的要素

5. 世界遺産登録に向けての環境整備

上記の世界遺産登録に向けて必要な登録要件の法的担保措置、長期的な保存管理計画の策定、地元の総意と機運の醸成が必要です。

おわりに

「東京湾海堡」を、歴史的な視点からの文化財保存の意義を明らかにし、文化財保護法で保護することを前提に、世界遺産登録に向けた「東京湾海堡物語」のストーリーづくりと長期的な戦略、保護管理体制の構築が必要です。



た。「みやさん」の旦那さんは、元洲砲台にあった陸軍試射場に勤めていた軍関係者であったという。

なお、偶然わかったことは、その「渡邊みや」さんは、私（昭和 22 年生）をとりあげてくれたお産婆さんでもあった。私は、母の実家がある富津公民館のある新井という半農半漁の村で生まれた。私と二番目の弟は、その「源太郎」のお産婆さんにとりあげられたということを母に教えられていた。

第一回 ふつつ海堡まつり報告

会員 長谷川友宏

2007 年 8 月 4 日（土）、富津公園お祭り広場において、富津市観光協会富津支部主催の「第一回 ふつつ海堡まつり」が開催されました。当ファンクラブでは、海堡を説明するパネル展示を行いました。当日は、子供御みこし等もあり、盛会でした。



ふつつ海堡まつりのポスター

石見潔さんを取りあげたお産婆さんの話

会長 小坂一夫

第一海堡で生まれた石見潔さんに「なんというお産婆さんかお母さんに聞いて下さい」とお願いしておいたところ、その回答がきた。「みやさん」というお産婆さんとのこと。姓が宮さんかと一瞬思ったが、大正 12 年生まれの私の母に聞いたら母は、即それは、「みやさん」だよ「源太郎のみやさん」だよと教えてくれた。「みやさん」とは、名前だったのである。

「源太郎」とは、屋号で、わが家とは、昔の大親戚であり、姓は渡邊であり、海堡には、一番近い新町（しんまち）区である、現佐久間富津市長の隣組みでもある。戦前の富津のお産婆さんは、東区、仲町区、新町区にそれぞれ 1 軒づつあっ



会場の一角に設けた海堡コーナー

右から吉本県議、小坂会長、浜田衆議院議員



海堡コーナーの様子（１）



海堡コーナーの様子（２）



海堡コーナーの様子（３）



海堡コーナーの様子（４）



第一海堡をプリントしたTシャツを着て海堡をPR。



富津岬は「関東の富士見100景」に選ばれている。



富津岬展望台から第一海堡を臨む。



海堡をPRするため、会員の長谷川友宏さんが第一海堡の写真をプリントしたオリジナルTシャツを制作しました。ふつつ海堡祭りでは、会員揃ってこのTシャツを着て、パネルの説明をしました。

長谷川さんの制作のコンセプトは、①海堡についての認識、②実用、③地震等による被災地、社会福祉関係へ売上の一部を寄附されるとのことです。

（文責：事務局 高橋悦子）

「東京湾海堡ファンクラブ」
イメージキャラクター

キャラクター制作 鈴木良昭
文 会員 高橋由美子

富津市役所職員の鈴木良昭さんが東京湾海堡のイメージキャラクターを描いてくれました。「カイちゃん」(第一海堡)と「ホーちゃん」(第二海堡)です。色は、カイちゃんは緑色で、ホーちゃんがピンクです。カイちゃんとホーちゃんを使って、子供用のチラシを会員の高橋由美子さんが作成し、「ふつつ海堡まつり」で配布しました。



入会案内

東京湾海堡ファンクラブの活動主旨にご賛同いただける個人・法人(グループを含む)の入会を募集しております。

入会希望者は、下記入事務局まで申込み用紙をご請求ください。申込み用紙は、ホームページ(<http://www.babu.jp/~kaihoufc/>)からでも入手できます。会費は下記口座にご送金ください。

銀行振込口座

- 東京都民銀行 御徒町(かちマ)支店 普通預金 4011598 「東京湾海堡ファンクラブ会計高橋悦子(トウキョウワンカイホウファンクラブカイケイタカハシエツコ)」
- 郵便局 00140-9-665909「東京湾海堡ファンクラブ」
会費(年間) 個人会員：2,000円 法人会員：10,000円

事務局 〒110-0015 台東区東上野 2-7-6 東上野 T.I ビル
(株) 地域開発研究所内 東京湾海堡ファンクラブ事務局
事務局長：島崎武雄 会計：高橋悦子
電話 03-3831-2917 FAX 03-3831-6259
HomePage : <http://www.babu.jp/~kaihoufc/>
E-mail : kaihoufc@babu.jp

「海堡」 *kaihou* No.18

—東京湾海堡ファンクラブニュース— 第18号
東京湾海堡ファンクラブ 2007年11月19日発行